

令和8年度 福島県玉川村「地域おこし協力隊」募集要項

玉川村（たまかわむら）は福島県の中南部に位置し、阿武隈山地の西斜面の丘陵地と阿武隈川東岸に開けた平坦地からなり、人口 6,000 人弱の自然豊かな村です。高速交通網として、東北自動車道と磐越自動車道を結ぶあぶくま高原道路が平成 23 年に全線開通し、主要都市部へのアクセスに優れています。更に福島県の空の玄関口としての福島空港があり、北海道（新千歳空港）や大阪（大阪国際空港）へのアクセスが非常に便利です。

本村では、現在人口減少に歯止めがかからない現状があるため、着地型の観光事業を推進しながら、交流人口及び関係人口の拡大を目指しております。

さらには、情報発信支援、観光物産支援、アーバンスポーツや元気スポーツクラブ活動支援など、これらの課題解決を目指し、地域外から意欲のある人材を積極的に受け入れ、地域の賑わいを創出していくため、次のとおり「地域おこし協力隊」を募集します。

1. 募集人員

玉川村地域おこし協力隊

- (1) 情報発信支援隊員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1名
- (2) アクティビティ創出・支援隊員・・・・・・・・・・・・・・・・1名
- (3) アーバンスポーツ支援隊員・・・・・・・・・・・・・・・・1名
- (4) 観光物産支援隊員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1名
- ~~(5) スポーツ振興支援隊員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1名~~
- (6) 公民館賑わい創出支援隊員・・・・・・・・・・・・・・・・1名
- (7) 提案型（フリーミッション隊員）・・・・・・・・・・・・1名

2. 主な事業概要（活動内容）

(1) 情報発信支援隊員

- ・ 村公式ホームページ、SNS 等を活用した情報発信
- ・ 広報たまかわ（広報紙）等の制作
- ・ メディア（テレビ、新聞、雑誌、ラジオ、ネットニュースなど）における情報発信
- ・ 地域おこしとなる各種イベント等の協力や情報発信

(2) アクティビティ創出・支援隊員

- ・ 自転車や水上アクティビティ（カヌー・サップ等）の普及・啓発
- ・ 豊かな自然を活かした体験アクティビティの開発
- ・ アクティビティ運営団体等の活動支援
- ・ 地域おこしとなる各種イベント等の協力や玉川村の情報発信活動。

(3) アーバンスポーツ支援隊員

- ・ アーバンスポーツ（BMX・スケートボード等）の普及・啓発
- ・ アーバンスポーツ（BMX・スケートボード等）の指導

- ・アーバンスポーツ施設の維持管理支援
- ・地域おこしとなる各種イベント等の協力や玉川村の情報発信活動

(4) 観光物産支援隊員

- ・観光資源や物産品等の情報発信
- ・物産品の販路拡大、付加価値向上及び新商品開発
- ・関係人口、交流人口拡大に向けたイベント等の企画・運営
- ・地域おこしとなる各種イベント等の協力や玉川村の情報発信活動

~~(5) スポーツ振興支援隊員~~

- ~~・地域スポーツクラブ等の各種教室事業の運営支援や新たなスポーツ教室導入等による地域スポーツの振興~~
- ~~・地域スポーツクラブ等の内容充実及び活動強化の支援~~
- ~~・子どもから高齢者までスポーツの楽しさが得られるような環境づくりの支援~~
- ~~・地域おこしとなる各種イベント等の協力や玉川村の情報発信活動~~

(6) 公民館賑わい創出支援隊員

- ・玉川村公民館の認知度向上に資するイベントの企画・運営、公民館事業の運営補助や環境整備支援
- ・各種教室事業の運営支援や新たな教室等の企画等による生涯学習の振興
- ・地域おこしとなる各種イベント等の協力や情報発信活動

(7) 提案型（フリーミッション隊員）

特性を活かし、村内において次の項目に該当する取り組みを実践していただきます。自身でプラン作成を行ったうえ、主体的に活動を展開していきます。

- ①地域おこし、地域の活性化に資する活動
- ②新たな産業の創出や地域産業の活性化に資する活動
- ③地域資源の発掘及び振興に関する活動
- ④地域おこしとなる各種イベント等の協力や玉川村の情報発信活動
- ⑤その他

3. 募集対象（次の要件を全て満たす方）

- ① 応募時点で20歳以上の方
- ② 次に掲げる要件のいずれかに該当し、隊員に任用された後、直ちに住所を本村に異動することが確実な者。

ア 三大都市圏内の都市地域（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県の区域全部）のうち過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法

(昭和28年法律第72号)、半島振興法(昭和60年法律第63号)、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)により指定された地域(以下「条件不利地域」という。)以外の地域に現に住所を有する者。

イ 指定都市(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項に規定する指定都市をいう。)のうち条件不利地域以外の地域に現に住所を有する者。

ウ 本村以外において地域おこし協力隊員として同一地域での2年以上の活動経験を有し、かつ委嘱期間終了後1年以内の者。

エ 語学指導等を行う外国青年招致事業(以下「JETプログラム」という。)の参加者としての2年以上の活動経験を有し、かつ、JETプログラム終了後1年以内の者。

- ③ 活動内容を積極的に企画・提案・実行できる方
- ④ 地域住民と協力しながら意欲的に活動できる方
- ⑤ 普通自動車運転免許を取得している方(取得予定者を含む)
- ⑥ パソコン・携帯電話等の情報通信機器を使用でき、ワード・エクセル・ソーシャルネットワークサービス等を活用できる方
- ⑦ 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条に規定する欠格事項に該当せず、心身ともに健康で誠実に業務を行うことができる方
- ⑧ 暴力団員、暴力団関係事業者に該当しない方

4. 勤務地

玉川村内

5. 勤務条件

- ① 任用形態 玉川村会計年度任用職員
- ② 任用期間 採用決定日から令和9年3月31日まで
(ただし、活動に取り組む姿勢・成果等を勘案して年度単位で更新、最長で委嘱の日から3年まで延長することができます。)
- ③ 報酬 日額 9,746円 ※毎月末日締め、翌月21日に支給
期末手当 任用期間及び勤務条件に応じて、年2回(6月及び12月)に支給されます。
- ④ 勤務先 玉川村役場
- ⑤ 勤務日数 1日当たりの勤務時間は7時間00分
勤務時間 (1週当たり35時間以内)
- ⑥ 休暇等 週2日以上。
年末年始、勤務時間に応じた年次有給休暇付与有、土曜日・日曜日・祝日に勤務する場合有、その他特別に認められている休暇
- ⑦ 住居 村が指定する住居(アパート等)に入居していただきます。
なお、家賃については村が負担します。個人の光熱水費等は自己負

担となります。

- ⑧ その他 隊員ごとに自動車を村が借り上げ貸与します。
※車種の選定はできません。
健康保険、厚生年金、雇用保険に加入します。

6. 応募手続

- ① 応募受付期間
・定員に達するまで随時募集。
- ② 提出書類
・応募用紙（玉川村公式ホームページから取得してください。）
- ③ 申し込み・お問合せ先
〒963-6392 福島県石川郡玉川村大字小高字中畷9番地
石川郡玉川村役場 企画政策課
Tel0247-57-4628 Fax0247-57-3952
E-mail : kikaku@vill.tamakawa.fukushima.jp

7. 選考

- ① 第1次選考 書類選考の上、合否の結果を応募者全員に文書で通知します。
- ② 第2次選考 第1次選考合格者を対象に玉川村役場において第2次選考（面接）を行います。詳細については、第1次選考結果の通知の際にお知らせします。なお、第2次選考（面接）に要する交通費等は個人負担とします。
- ③ 最終結果通知 最終選考結果の報告は速やかに文書で通知します。

8. その他

- ①本募集による任用は、当事業に係る令和8年度当初予算が成立した場合に実施します。このため、最終合格した場合でも、予算の状況により任用しない場合があります。
- ②合格者に対しては、健康診断書を提出していただきます。提出できない方は、採用取消となります。健康診断に係る経費は自己負担となります。